

三重県食の安全・安心の確保に関する条例の改正について

令和2年11月6日
農 林 水 産 部
医 療 保 健 部

1 現行条例について

「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」(以下「条例」という。)は、平成20年6月、県民の健康の保護、食品関連事業者と県民との間の信頼関係の構築、安全でかつその安全性を信頼できる食品の供給と消費の拡大に寄与することを目的として、制定されました。

2 これまでの法改正に伴う条例改正

- ・平成26年10月 「薬事法」の法律名改正
- ・平成27年7月 「食品表示法」の新たな施行
- ・令和2年3月 「食品衛生法」の改正

いずれも、執行部から条例改正案を議会に提出しています。

3 今回の条例改正について

(1) 背景

これまで条例において食品の自主回収の届け出が規定されていましたが、令和3年6月に施行される食品衛生法及び食品表示法で、新たに自主回収の届け出に関する規定が整備されることとなり、条例の改正が必要となりました。

(2) 改正の考え方

今回、食品衛生法第58条及び食品表示法第10条の2における、食品の自主回収の届け出に関する規定が施行されることから、条例第24条の「自主回収の報告」の規定から、これら法律の規定と重複する部分を除外します。

(3) 改正内容

別紙、条例改正(案)のとおり

(4) 施行期日

令和3年6月1日から施行

(食品衛生法及び食品表示法の施行日と同日施行)

4 スケジュール

令和3年2月 令和3年県議会2月定例会に条例改正の議案を提出します。

条例改正 (案)

改正後	改正前
<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令若しくは書面による回収の指導を受けて回収に着手したとき又は<u>食品衛生法第五十八条第一項若しくは食品表示法第十条の二第一項の規定に基づき届け出なければならないときを除く。)</u>であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p> <p>附則(令和三年〇月〇日) この条例は、令和三年六月一日から<u>施行する。</u></p>	<p>(自主回収の報告)</p> <p>第二十四条 特定事業者は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合(法令に基づく命令又は書面による回収の指導を受けて回収に着手したときを除く。)であって、当該食品等が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。</p>

条例の改正前後における、自主回収報告の届出者の範囲

<現行条例>

届出者 届出の範囲	(農林水産業)		製造	輸入	加工	調理	貯蔵	運搬	販売
	生産	採取							
1 食品衛生法の規定に違反する食品等	現行の条例では、すべて網羅								
2 食品表示法の規定に違反する食品等									
3 健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等（同一ロットを形成するもの中から不備が相当数認められる場合等）									

<条例改正後>

届出者 届出の範囲	(農林水産業)		製造	輸入	加工	調理	貯蔵	運搬	販売
	生産	採取							
1 食品衛生法の規定に違反する食品等	条例 改正後 の範囲		食品衛生法・食品表示法で 規定された範囲 (今回の条例改正で、この範囲を除外する。)						
2 食品表示法の規定に違反する食品等									
3 健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等（同一ロットを形成するもの中から不備が相当数認められる場合等）									

条例と法律（食品衛生法・食品表示法）に基づく自主回収報告制度の比較（概要）

項目	条例	法律
根拠条文	三重県食の安全・安心の確保のための条例第24条 (自主回収の報告)	改正食品衛生法第58条（食品のリコール情報の報告制度） 改正食品表示法第10条の2（食品の回収の届出等）
届出者	特定事業者 (食品等を生産、採取、製造、輸入、加工、販売することを営む者であって、県の区域内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するもの。)	営業者（食品衛生法） (食品若しくは添加物を採取、製造、輸入、加工、調理、貯蔵、運搬、販売する人又は法人。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない(※)。)
届出方法	三重県内各保健所（四日市市保健所を含む、文書）	食品関連事業者等（食品表示法） (食品の製造、加工、輸入、販売をする者)
届出の範囲	食品衛生法の規定に違反する食品等 ・食品表示法第6条第八項に規定するアレルゲン、消費期限等の誤記、欠落等 ・健康への悪影響の未然防止の観点から規則で定める食品等	食品衛生法の規定に違反又は違反する恐れがある食品等 ・食品表示法第6条第八項に規定するアレルゲン、消費期限等の誤記、欠落等
罰則	無し	有り（届出をしなかった場合）
周知方法	県ホームページ	全国の情報（電子） 全国の情報を国が公表（国が構築するシステム）

※) 農業及び水産業における食品の採取業の範囲について（令和2年5月18日、厚生労働省 薬生食監発0518第1号）において、「農業者自ら生産したものを流通業者を通じて委託販売」、「漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷凍等」等については、採取業の範囲に含まれる、と、とりまとめられている。